

平成26年11月21日（金）

津島市教育委員会社会教育課（加藤、大崎）

電話番号0567-24-1187

＜議案名＞議案77号 津島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正内容

津島市生涯学習センター使用料について、市外利用者（利用者が市内に在住、在勤又は在学する者以外の者）は、市内利用者の使用料の額に3を乗じて得た額であったものを、利用者の居住地に関わらず、使用料を均一化するよう改正するもの。

2 改正理由

津島市生涯学習センターの利用率向上を図るため、使用料の額を改定するため。

3 参考事項

(1) 施行年月日 平成27年4月1日

(2) 平成25年度の市外利用率は1.8パーセント（5,950件中107件）、平成26年度上半期の市外利用率は2.2パーセント（3,501件中76件）であった。

愛知県所管時の平成21年度の宿泊を除いたアイプラザ津島における市内・市外利用率については、市内42.5パーセント（9,204件中3,913件）、市外57.5パーセント（9,204件中5,291件）であった。